

施設基準にかかる掲示事項

・ 外来腫瘍化学療法診療料1に関する事項について

当院では、専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1名以上配置し、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に対して24時間対応できる連絡体制を整えております。

また、患者さんの状態に応じて急変時等の緊急時には、緊急入院ができる体制を整えております。

化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性について、がん化学療法レジメン検討委員会で評価・承認を実施しております。

患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること、並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導については、[こちら](#)をご確認ください。

・ 外来腫瘍化学療法診療料1 注8連携充実体制加算に関する事項について

他の医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者さんの状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整えております。

また、当院で実施される化学療法のレジメン（治療内容）については、[ホームページ](#)をご確認ください。

外来腫瘍化学療法診療料にかかわる院内掲示

- ◆専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置されています。
- ◆当該患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ◆急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制が確保されています。
- ◆当院で実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を年1回以上開催しています。
この委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されています。
- ◆当該患者さんと雇用する事業者が共同して作成した勤務情報文書(勤務情報提供書又は両立支援カード)の提出があった場合には、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことができます。

